

大分県の知財への取組み

大分県商工労働部産業技術開発室

(1) はじめに

大分県は、別府温泉や由布院温泉、関あじ、関さばに代表される豊富な観光資源、農林水産資源に恵まれた県である。また、造船、食料品、家具製造業といった従来からの産業に加え、鉄鋼、石油化学、半導体などの最先端技術産業、近年では県北部を中心に自動車関連産業の進出が進むなど、バランスのとれた産業集積が進んでおり、経済成長率、1人当たりの県民所得、製造品出荷額の伸び率は、九州第1位と⁽¹⁾なっている。

その一方、知的財産権の出願状況については、平成18年の特許出願件数が175件、実用新案出願件数が40件、意匠出願件数が67件、商標権出願件数が372件と他の都道府県と比較して低い水準にとどまっている。

(2) 大分県知的財産活性化指針の策定及び 取組みの状況

このような状況の中、平成18年2月に本県における知的財産施策の具体的な指針として「大分県知的財産活性化指針」を策定した。本指針では、『知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化』、『地域ブランドの推進による地域経済の活性化』、『知的財産マインドの醸成と人材育成』、『県有知的財産の創造、保護及び活用の推進と環境整備』という4つの基本方向について、それぞれの方策を示している。

以下、これまでの主要な取組みの状況等について説明する。

①『知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化』

まず、「知的財産の創造」に係る研究開発に関する施策としては、産学官の共同研究開発に対する支援、補助事業を実施している。また、本年度より大学シーズ発表会等を実施するなど、県外を含む大学等から地場企業への技術移転を積極的に支援するこ

とにしている。

こういった取組みの成果として、本年10月には(独)科学技術振興機構(JST)の地域結集型研究開発プログラムの採択を受け、今後5年間で総額20億円程度の研究開発事業を実施する予定である。また、本県の公設試験研究機関である産業科学技術センターにおいても、企業ニーズに即した共同研究開発を行っている。

「知的財産の保護」については、大分県知的所有権センター(産業科学技術センター内)に配置した特許情報活用支援アドバイザーによる先行技術調査指導をはじめ、日本弁理士会九州支部の皆様のご協力を得て、弁理士無料相談会を平成18年度より県下4市(別府市、宇佐市、佐伯市、竹田市)において毎月実施しており、県内に不足している知的財産権に関する相談窓口の拡充を図っている。(尚、(社)発明協会及び商工会議所主催により大分市、中津市、日田市においても相談会を実施している)

「知的財産の活用」については、特許流通アドバイザーによる特許流通事業の他、特許を導入し、製品化を図る企業に対する助成や販路開拓に対する支援等を行っている。

②『地域ブランドの推進による地域経済の活性化』

本県の地域団体商標登録件数は7件⁽²⁾にとどまっているが、地域資源のさらなるブランド化を目指し、関係団体に特許情報活用支援アドバイザーを派遣する等、知財化をサポートしている。

また、平成18年4月には大分県のフラッグシップである「坐来大分」を東京銀座にオープンさせ、大分ブランドの確立を図っている。

③『知的財産マインドの醸成と人材育成』

平成17年度より、九州知的財産戦略協議会(九州経済産業局)と連携し、年間5回程度の知的財産セミナーを実施し、知的財産に係る情報提供、意識啓発を図っている。さらには次世代を担う子供たち

の知財マインドの醸成を図るため、県下6カ所の青少年発明クラブと連携したミニ科学技術フェアを平成18年度より実施している。

④『県有知的財産の創造、保護及び活用の推進と環境整備』

大分県産業科学技術センターが保有する特許権等については当センターの Patent ポリシーに従って、実施許諾を積極的に進めており、当センターの保有特許権等33件（出願中含む）のうち15件について実施許諾を行っている。

(3) 検討課題およびそれを解決するための方策

上記のとおり、これまで指針に基づいた知財施策を推進してきたが、冒頭に述べた出願数が示すように、まだまだ県内企業に知的創造サイクルが十分浸透しているとは言えない状況にある。こういった状況を改善するには、着想、研究開発から知財化に至るまでのどのステージが障害となっているかについての的確に把握することが重要であると考えており、今後、県内の特許保有企業に対するアンケート調査や対面調査等を実施することを予定している。

(4) 今後の方向性

本県の知的財産施策については、今後も普及啓発の推進及び相談窓口の整備を中心に考えており、これら

の事業と他の研究開発助成制度や販路開拓事業、融資制度等を結びつけることにより、効率的かつ効果的な知財化支援を行うこととしている。

以上のように、県としても知的財産立県へ向けた取り組みを進めているが、日本弁理士会九州支部の皆様には、平成18年6月の日本弁理士会との協力協定締結以降、弁理士無料相談会への相談員派遣や各種セミナーへの講師派遣等、本県の知的財産施策に対し、多大なご支援をいただいている。この場をお借りして改めてお礼申し上げますとともに、今後とも引き続き本県の知的財産施策にご協力賜ようお願いしたい。

注

- (1) 経済成長率、1人当たりの県民所得は平成16年度、製造品出荷額等の伸び率は平成17年度（対平成14年度）の実績値である。
- (2) 平成19年10月末現在

お問い合わせ先

大分県商工労働部産業技術開発室


TEL : 097-506-3272 (直通) FAX : 097-506-1753

E-mail : s14220@pref.oita.lg.jp

URL : <http://www.pref.oita.lg.jp>

事業者の方へ必見情報!

わが社の技術がグローバル?
ウチの“のれん”がブランドに?



事業開始!
そうだ!!
弁理士に相談しよう

日本弁理士会

中小企業向けのリーフレット 作成のお知らせ

このたび、中小企業向けのリーフレットを作成いたしました。弁理士と一緒に知財戦略・経営戦略を考え、事業の流れを円滑にしていくためのリーフレットです。

12月の会員（弁理士）発送物に同封いたします。